# 大阪府とカイテク株式会社との 介護人材の育成・確保等に向けた連携に関する協定書

大阪府(以下「甲」という。)とカイテク株式会社(以下「乙」という。)とは、相互の連携により大阪府内の高齢者福祉の推進するために、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な連携を図り、大阪府内における介護人材の 育成、確保に関する取組みを推進することを目的とする。

## (連携事項)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項(以下「連携 事項」という。)について連携し、協力する。
  - (1) 乙が運営するワークシェアアプリにおける甲が実施する介護人材の育成 や確保、特に潜在介護福祉士にかかる事業の広報・周知
  - (2) その他必要と認められる事項
- 2 前項各号に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

## (協定の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙 協議の上、必要な変更を行うものとする。

# (期間)

- 第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれか一方から相手方に対し、書面による申し出がない限り、同一内容で本協定を当該有効期間満了日の翌日から1年間継続するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約 することができる。

#### (守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報(個人情報を含む。)を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、本協定に基づく活動の範囲を超えて利用し、また第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合、甲と乙は誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年10月30日

甲 大阪府 大阪府知事 吉村 洋文

工 東京都新宿区新宿1丁目23番1号 THE PORTAL 新宿御苑2F カイテク株式会社 代表取締役社長 武藤 高史